

食安輸発第0421001号
平成18年4月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、インドネシア産ターメリックパウダーからアフラトキシンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品

インドネシア産ターメリック及びその加工品（ターメリックを主要原料とするものに限る。）

2. 検査の項目

アフラトキシン

3. 検査の頻度

輸入届出ごとの全ロットについて輸入者に対し製品検査を受けることを命ずること。

4. 試験品の採取方法

平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号別表3によること。

5. 検査の方法

平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

7. 備考

アフラトキシンが検出された場合にあっては、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。